

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
施行令別表第一各号二の規定に基づく環境大
臣の定める数値

発令 平成18年12月15日号外環境省告示第146号

最終改正：平成18年12月15日号外環境省告示第146号

改正内容：平成18年12月15日号外環境省告示第146号「平成

19年1月1日」

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一

各号二の規定に基づく環境大臣の定める数値

〔平成十八年十二月十五日号外環境省告示第百四十六号〕

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一各号

二の規定に基づき、環境大臣の定める数値を次のように定め、平成

十九年一月一日から適用する。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一

各号二の規定に基づく環境大臣の定める数値

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六
年政令第二百一号。以下「令」という。）別表第一各号二の規定に
基づき、環境大臣の定める数値（第二号にあつては数値の範囲）
は、各号のとおりとする。

一 令別表第一第一号二に規定する環境大臣の定める数値 二万五
千

二 令別表第一第二号二に規定する環境大臣の定める数値の範囲

二十五以上二万五千未満

三 令別表第一第三号二に規定する環境大臣の定める数値 二十五